

道明地区新産業等用地の立地候補者の公募について

令和元年5月28日

商工観光部

1 趣旨

整備を進めている道明地区新産業等用地への立地候補者について、造成工事に立地候補者の意向を反映することができること、資金調達、人材確保など操業準備に早期に着手することが可能となること等の利点があることから、造成工事完了前に募集及び選定を行うこととし、また、選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により行うこととしたいので協議するものである。

2 選定方法等

(1) 募集

ア 募集期間

令和元年8月1日（木）～10月31日（木）（予定）

イ 募集対象業種

製造業、情報サービス業、ソフトウェア業、自然科学研究所、環境計量証明業、非破壊検査業、デザイン・機械設計業、エンジニアリング業、I L C関連産業及びこれらに関連する研究開発等の事業

ウ 募集区画

道明地区新産業等用地第一事業区北側4区画及び南側3区画（区画割は別紙区画配置図のとおりとし、複数区画の取得を認める。）

エ 売買参考単価

1平方メートル当たり40,000円

※ 第一事業区の整備費用や近傍類似地の実勢価格及び不動産鑑定士の意見等を参考に算定した価格で、応募者が資金計画を立てる際に使用することを想定した参考価格。

(2) 選定

応募者が提出した事業計画等について、市長が指名する職員で構成する組織が一般評価及び加點評価を行い、評価点の合計点が最も高い者を立地候補者として選定する。ただし、評価の結果、一定の評価水準を超えない応募者は失格とする。

ア 一般評価

敷地面積、事業所等配置の妥当性、操業開始時期、資金計画、事業の継続性、本市経済への波及効果等、応募者の事業計画、経営全般について評価する。

イ 加點評価

市工業振興ビジョンでの位置付け、新規立地、産学官連携等による先進技術、新製品等の研究開発の有無、雇用創出、市産業支援施設からの移転等、一般評価以外の応募者の特性を評価する。

3 選定後の手続

(1) 立地協定

立地候補者の選定後、当該立地候補者との間で、立地に向けた相互協力や土地売買契約の締結に向けた協議を行うこと等を内容とする立地協定を締結する。

(2) 土地売買契約

造成工事完了後、売買予定区画の確定測量及び不動産鑑定評価を行い、市財産評価委員会への諮問、答申のうえ売買価格を決定し、土地売買契約を締結する。

4 今後のスケジュール

令和元年7月	造成工事着工
8月～10月	公募期間
11月	立地候補者選定・立地協定締結
令和3年1月	売買価格決定
2月	造成工事完了・面積確定
2月～3月	土地売買契約締結
4月～5月	売買代金納入・所有権移転登記

道明地区新産業等用地（第一事業区） 区画配置図

